

花巻市市民参画・協働推進委員会（第3回）【記録】

日 時 平成20年10月20日（金）午後2時～午後4時

場 所 花巻市役所本館3階 303会議室

出席者 委員12名（欠席3名）

内 容 1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

（1）今後のスケジュールについて

（2）参画の適用対象について

（3）その他

4 閉 会

事務局( 役重地 域振興課長) （本日の出欠席の状況を確認後、第3回推進委員会の開会を宣言。）

議 長 第3回目となります。皆さん忙しい中での集まりということで、出来れば2時間以内に終わるよう進めてまいりたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。（照井委員長）  
今日の内容としては、前回、委員会の進め方について皆さんからご意見いただいたことをもとにして、今後のスケジュールについて、委員会としての要望も含めて確認しながら進めてまいりたいと思います。それから今日の協議の中心になるかと思いますが、参画の適用対象の枠組みをどのようにするか。この部分については、いろいろと進めながら、最終的には答申するときに正確なものをということにして、暫定的になるかとは思いますが、極力皆様の意見が反映されるように進めてまいりたいと思います。

それでは、早速ですが協議に入ります。今後のスケジュールについて、事務局からお願いいたします。

事務局( 役重地 域振興課長) 事務局からスケジュールについて説明させていただきます。今日お配りした検討スケジュールの資料をご覧くださいと思います。皆様から、答申までのボリュームを考えると月1回くらいの割合でやっていきたいというお声がございました。これを受けまして、内部で協議をいたしまして、何とかその通りに進められそうだとということで、3月まで6回という予定を組ませていただいております。スケジュールに入る前に、前回の諮問の内容について、同じ資料の7頁をご覧くださいと思います。前回の資料のコピーですが、振り返りをさせていただきますけれども、「市政への参画方法の研究、改善について」の中では、大きく参画の適用対象と参画の仕組みという2点がございました。内容については前回の説明のとおりです。それから大きな2つ目として「市民参画の評価について」ということがございます。こちらは具体的な参画方法が定まっていったときに、それを使ってどのように運用して評価をしていくかという2番目の項目になります。

この諮問内容に沿って審議をしていただきたいと思いますので、まず、今回と来月の2回で「参画の適用対象」を絞り込んでいただき、基準、区分についてご検討いただくということではどうかと考えております。続きまして12月には、事例検討として、抽象的なことではなく具体的な計画1つ2つを素材として出しながら、こういうときはこういう参画方法をとということも交えながらすすめたいというご希望がございましたので、20年度の策定中の計画を素材にはどうかということ、入れております。それから、続いて1月、2月の会では「参画のしくみ」についてと、どうい

カテゴリーを参画の対象とするという目途がついてきましたら、具体的に、参画のしくみ、運用はどうするのかと議論に入っていたらどうかということでこういう順番で入れております。そして3月には答申案協議ということでここに入れさせていただきます。この考え方は委員さんのお考えもあろうかと思いますが、是非とも21年4月からは、一度、大雑把でもルールを決めていただいて運用させたいと、その中で委員会の役割として研究、改善ということもありますので、運用しながら改善点があれば更に追加で答申をいただいて仕組みを整えていくということで、3月には答申案協議をしていただきたいなど、これは提案ということであります。また事例検討については12月という予定としてございますけれども、早目にやったほうが分かりやすいということがございましたら、それを含めてスケジュールについては調整をしてみたいと思っております。なお諮問内容の中に、2つ目で評価についてという項目がございます。これについてはスケジュールの中では表記をしていないのですけれども、前回議論もございましたように、やはり参画の手法、運用のルールがきちんと出来れば、評価はするかしらないか、この委員会としてやはりするのだということで、そこをお決めいただければ、自ずと4月からは運用できるのかなということで、そのところは項目として入れておりませんが、必要に応じて協議をしていただければと思っております。その下に委員会の運用事項ということで付け加えさせていただきましたが、こちらは前回のみなさんご審議の中で確認をしていただきました事項ですので、ご覧いただきたいと思っております。

議長 ありがとうございます。この委員会の開催回数については、皆様方のご意見をふまえて、極力尊重していただくよう事務局を通じてお願いして、月1回のペースでということにさせていただきました。ありがとうございます。それからそれに則って今後のスケジュールについて概略をお話いただきましたけれども、内容との関わりがありますので、早目に次の段階にいけるのであれば、そういうふうに進めていくということで、とりあえずのスケジュールとして進めていきたいということです。今、お話あった今後のスケジュールの部分について、委員の皆さんの同意を得て進めたいので、質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思っております。

佐藤(芳)委員 スケジュールの部分についてということですが、今年度についての予定ということで、3月には答申案協議ということで終わるわけなんですけれども、任期は来年度もあるわけで、今年度のことにつきましては、予算がどうのこうのということで回数が制限されるされないという話があったわけなんですけれども、来年度の予算についてはどうなんでしょう。予算要求というのはそろそろだと思っておりますけれども、月1回のペースでやっていけるのであれば、私としては問題無いのですけれども、そのへんのところはどうなんでしょうか。

議長 今、ご説明いただきますけれども、適用していく区分や参画のしくみ、このへんが固まれば、新年度は運用ということで実際に一つ一つを検討しながら進めていくことになるかと思いますが、その時にも月1回のペースに必要なということになるのか、そのへんが分からないのですけれども、極力、参画を推進していくということで、それに支障の無いようなかたちで配慮していただきたいと思っております。

大山地域振興部長 なるべく意向に沿うように努力したいと思いますし、11月が予算の提出期限ですから、それに沿うようなかたちで提出したいと思います。

八重樫委員 私と今日欠席している伊藤さんは学生で、来年の1月22日あたりにテスト期間に入

ってしまうのですが、テスト勉強をする期間もありますので、そのへんも考慮していただいてテスト期間に重ならないようにしていただくことはできないでしょうか。この会議に出席するために公欠にしてもらっているのも、出来れば平日の月曜日あたりとかですね。伊藤委員は盛岡在住なのですけれども、時間によっては来られない場合があって、伊藤委員も困っていたので、今日相談しておきたいと思っています。

議長

開催日の設定になるかと思いますが、皆さんそれぞれ仕事を持ち、健康上のことなど、いろいろな事情をもってやっておりますので、設定するときに極力偏らないようにとか、あるいは特定の方がずっと休みが続かないようにとか配慮したいと思います。市民が協働し参画していこうということを考えると、市民の方々もいろいろな事情の中で生活しているわけですので、そういうこともふまえて皆さんでより良い設定のしかたを協議して、どうしても休まないといけないときには、お互い了解して進めていきたいと思います。

八重樫委員

あまりに欠席が多かった場合は、私と伊藤委員が委員から降ろされるということもあるのでしょうか。その場合は、何回くらい休むと降ろされることになりますか。

丸山委員

ちょっとよろしいですか。今回、公募5人の中で、委員の中にこれだけいて5人なんです。落選した人もいっぱいいるんですよ。その5人のうち2人が学生さんになったということがどういうことか分かりますか。学生さんの意見を積極的に発言してもらうためになったのですよ。オブザーバーとして学生さんを入れる方が良かったのではないかなと思うんですよ、私としては。今までの話を聞いていただいて、この会議の運営方法であったり、日程調整はそれぞれいつがいいかと聞いて、参加の人たちが多い日を選ぶのは当然だけれども、学生だから、試験勉強があるからとか講義があるから特例をみてくれといのは通用しないと思います。それなら最初から応募すべきではないと思います。

議長

出来る限り、委員の皆さんが出席しやすいよう配慮していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

丸山委員

佐藤委員さんのおっしゃったことに関わるのですが、要するに、この委員会について前回からうやむやになっているように思いますが、参画条例は、年内は考えないということでコンセンサスはとれたのでしょうか。

議長

年内に考えるか考えないかということではなく、まず諮問内容に基づいて、この推進委員会の役割、市民へのということも含めて、皆さんで理解しながら進めていきたいと思っています。前提として年内に考えるかどうかというのは特に必要ないのではないかと思います。

丸山委員

必要はあると思います。最終的には条例をつくるということは、まちづくり基本条例で決められています。それから参画の仕組みとか推進方法をトータルしてこの委員会はやりましょうとね、ですから今年度は条例化まではいきませんという前提であれば、また議論の仕方が違うし、今回は最初のステップとして皆さんの情報共有であったり、ある仮の仕組みをつくるのだから、その後、次年度以降に参画条例をつくるというふうに分けていただければ良いだけなんです。やってくれではなくて。

それともう一つ、参画のしくみというのが何かというときに、行政サイドの解釈がおかしいと思います。7頁で、市政への参画方法の研究、改善について、これは今回

やるんだと、これで市民参画の評価については、やりながら考えるのか、それとも仕組みの後に考えるというご発言があったのですが。この市民参画って何ぞやという話をした後に、アンケート取りました、ワークショップやりましたというのは市民参画ではないんですね。それはあくまでも、市民参画の中の市民参加、一緒に計画を立てますよという、一緒に何かを考えながらやっていきますよという、必要条件、最初の条件がここでの市政への参画方法の研究、改善になっているんですよ。このペーパーでは。市民参画っていうのは、こういう計画を行政と市民と一緒に考えます。考える前には、こういう説明をします。これが決まった後、これが実施になります。実施になったらどういう結果だったかは評価します。そこまで一つのサイクルが行われて初めて市民参画というものが必要十分条件として成立するんですよ。ですからここでの考え方が行政サイド、我々としてどう考えていくのかということ、今のままでは心配なんですよ。

議 長

まず第一点の、20年度内に条例化するかどうかという部分ですが、まず年度内はそこまでは考えないと。これからいろいろと資料も出てきますので、これについてやり取りをしながら、年度内に、出来れば枠組みについて、どういう項目を設定して、この項目に当てはまるものは、対象とするとかしないとか、その枠組みの概略を年度内につくりたいと思います。それから併せて、その枠組みが出来たときに個々の対象に応じてどういう参画の仕方をとっていくのか、そのへんについての吟味をする。そして年度が替わって具体的に対象のものを検討していきながら、条例化が早く、例えば2年度目には必要だとなれば、そこを検討していけば良いと思いますし、まずとりあえず一歩踏み出して、年度内は皆さんの意見を交換しながら枠組みづくりに重点をおいて進めていきたいということで進めたいのですが委員の皆様いかがでしょうか。

藤井(公)委員

賛成します。今、丸山委員さんは市民参画の方法について文言から物事の発生から企画立案から条例設定までフィックスして考えないで、一連のものとして考えるという考え方ですね。それをおっしゃっていましたが、この委員会の進め方として、今年度は、条例は一切考えないんだというようなフィックスした考えではなく、流れによっては一歩踏み込んで、また戻ってもいいから、今、議長さんがおっしゃったように、みんなの考え方がまとまれば、今日のカテゴリーの区分検討というのも私のほうで提案した内容なのですが、これだけ見たのでは分からないところがいっぱいあるんですね、ところが事務局から説明していただきながら、だったらこういうカテゴリーはこうしようと、では、これは条例化のときも非常に重要という時もずっと流れを見ながら議論するのが良いのではないですか。それで進めていきませんか。

議 長

ほかの皆様いかがですか。よろしいですか。

それではそういうことで進めてまいりたいと思います。それから今、第2点の参画の内容に関する部分についてですが、先ほど申し上げましたように、枠組みが決まって、参画のしかたをどうするかという協議の中で、ある程度イメージが具体化していくのではないかなというふうに思いますので、今年度、こういうかたちで進めながら随時、方向付けをしていければ良いかなと思います。よろしいですか。

(異議無し。)

議 長

それでは今日の協議の2点目、参画の適用対象ということで資料を提示していただいて皆で勉強していきたいと思いますが、その前に一言落としていましたので、前回終わりに確認しましたけれども、この委員会に対する市民の方々からのご意見等が事

事務局に寄せられた場合は、それはここに報告していただいてそれもふまえて協議していただくということをお話しておりましたので確認して進めたいと思います。何か前回以降ありましたでしょうか。

事務局( 役重地域振興課長) 前回以降は特にはいたっていないと思います。

議長 はい、ありがとうございます。それでは2点目の参画の適用対象について、資料をいただきましたので事務局から説明をお願いします。

事務局( 役重地域振興課長) 参画の適用対象ということでご説明をさせていただきます。資料が膨大ですので、なるべく整理しながらご説明したいと思いますので、不明な点等ございましたら後でお聞きいただきたいと思います。まず、参画の適用対象ということで、根本の意味については前回ご説明した通りですが、あらためて振り返らせていただきます。検討スケジュールの2頁目をご覧くださいと思います。花巻市まちづくり基本条例の抜粋ということで、第12条の規定がございます。「市の執行機関は、まちづくりに関する重要な計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃に当たっては、市民が自らの意思で参画できる方法を用いて、市民が意見表明する機会を保障するものとします。」その具体的方法が第13条に書いてあるというつくりになってございますが、条例ではここまでしか書いてございません。第12条でいう「まちづくりに関する重要な」というのは何なのか、ありとあらゆる計画、あるいは条例等が年間何十ということであるわけですが、その中で、まちづくりに関する重要なものであるからこそ市民の参画を得てやっていくのだということです。この範囲を考えなければならないということがございます。次の頁に入ります前に、本市として策定している計画、或いは条例ということで、全体的にどういうものがあるのかということを目通しいただきたいので、計画等一覧という資料をご覧くださいと思います。ここでは全部で29の計画を挙げてございまして、これは花巻市が合併して以降、18年1月1日以降策定してきた計画、それから20年度、現在策定予定のものということを含ませたものです。ここにありますのは、法律に基づく基本的な計画から庁舎内部的な位置付けとして作っている計画もございまして、あらゆるものを載せさせていただいておりますが、基本的にはこれは長期的な計画ですし、それを何年かおきに見直しして、さらに転がしながら続けていくというイメージの基本となる計画です。これ以外に例えば大きな施設の建設計画ですとか、そういうものはございますが、これはこの中には含まれておりません。つくれば終了というものはこの中には載せておりません。

次に、花巻市総合計画実施計画をご覧くださいと思います。本日これを出してございますのは、今後3年間の、市としての総合計画に基づく主要事業は全てこの中に掲載されてございますので、これをみれば、市でやっている主な事業は全て出てくると、予算上で出てくるのは全てでございます。例えば先ほど申し上げました、大きな施設の建設事業などは、この中に全て出てございます。例えば、道路整備などで申し上げますと20頁の主要事業のところで、市道整備事業、歩道整備事業、橋梁整備事業などが出てまいります。これはあくまで事業費が出てくるわけですが、当然この前段階として、建設計画を策定するという作業があるわけでございます。例えば、石鳥谷生涯学習会館耐震補強事業のように、新たに作るのではなくて既存のものの改修や変更するという場合もあります。広く市民の用に供する施設としては、東和総合支所建設事業といったものも出てまいります。東和総合支所は既に完成していますが、外構整備の関係で20年度に残っているということがございます。実施計画については既に走ってきているものがございますので、時間を戻して参画の対象にということとは

ちろん出来ないのですが、カテゴリーとしてみていただいて、今後、こういうものもどんどん出てくるわけですので、出てきたこういう大きな事業についてはやはり参画の適用対象にすべきではないかといった議論をしていただくために、この資料をお付けさせていただきます。

そのほか、制定・改廃条例一覧も事前にお配りした資料の中にございますが、ここでお示ししておりますのが、54本の条例が載っていますが、これは平成19年度に議会で議決された全ての条例でございます。一部改正がほとんどなのですが、制定、新規制定というものもございます。それから参考までに、後ろのほうには、市で現在所管している全ての条例、例規集に載っている全ての目次を載せておりますので、参考までにご覧いただきたいと思います。そこまでは今までお配りした資料の概要ということなのですが、これをどのように審議していくかという中で、前回、宮古市の例ということで、そういったことを参考にして区分したらどのようなことになるかということをお叩き台として進めていったらどうかということでございましたので、その方針で区分をしてみました。その前提として宮古の例をご説明したいと思います。検討スケジュール案の3頁に、宮古市自治基本条例ということで参考にした例がございます。宮古市は宮古市自治基本条例、宮古市参画推進条例ということで2本ありますけれども、自治基本条例の第14条の3項で「市の執行機関は、重要な計画の策定、変更にあたっては、事前に市民の意見表明の機会を確保しなければならない」と書かれています。その重要な計画とは何かということで、今度は参画推進条例の第7条、第1項ですが、基本条例でいう重要な計画とは、市の基本構想、総合計画その他基本的事項を定める計画の策定又は変更とする、とここでは位置付けております。それ以外にも第2項といたしまして、次の事項については市民参画してくださいということで1号から4号までございますが、1号として市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改正、2号といたしましては市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は変更、3号といたしまして公共の用に供される重要な施設の建設計画の策定又は変更、4号といたしまして前各号に掲げられるものほか、特に参画の機会等を確保することが必要と認められるもの。ということで「重要な」ということを区分しております。これに該当しないものは重要な範疇に入っていないということで、市民参画の適用対象外という定め方となっております。ただし第3項でございますが、今度は除外規定ということで、第1項、第2項では重要な範囲を決めたけれども、その中に含まれるものであっても、各号に該当するときは参画しないこともできるということで1号から5号まであって、1号は、条例の改正又は計画の変更と非常に軽微なものは除く。2号としては、緊急に実施しなければならないもの、災害とかといったものもあるかと思えます。3号としては、法令、国なり県の上位規定によって実施の基準が定められまして、その通りにやらなければならない、これについては市の施策として裁量の範囲という事になります。それから4号としては、市の内部の執行機関の事務処理に関するもの。5号としては、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの。これについては、使用料を上げる、負担金を上げるということについては、アンケートをとると賛成にはならないということがございますので、他の自治体でも例外規定となっているようでございます。これを簡単な図式化しましたものが5頁の図でございますが、あらゆる計画、条例等というものを見渡したときに、その中で重要なものというのが先ほどご説明いたしました7条1項と7条2項、この二重線に囲んでいる部分です。ただしそこから除外できるものということで7条3項の規定があるということで、この点線の部分は除きますよということですので、この二重線になったものうち点線で除外された部分を除く部分が、参画の適用対象というような考え方を宮古市ではしているということでございます。それでは、あらためて宮古市の考え方に沿って仮に考えた場合、花巻市ではどうなのかなということが、計画等一覧の資料に戻っ

ていただきますが、当てはめてみた場合にこうなるのかなということで、参考までにお示しするものでございます。先ほどの宮古市の図と照らし合わせてご覧いただきたいと思います。結論といたしましては、計画内容、あらゆる分野の基本的計画ですから、ほとんどが参画対象ではないかというふうに分類されたのですが、例えば1番の国土利用計画花巻市計画は、国土利用計画法に基づく最上位計画ということになりますので、当然7-1、基本的計画であろうと、それから2番、花巻市公共交通実施計画。実施計画ということで、その上に基本計画がございまして。そういう意味では基本計画で決めたことを実行するという意味ではあります。やはりどのバス路線がどうなるかなど具体的に市民生活に直結する計画ですので、これは7-2の市民生活に大きな影響ある制度ということで該当するのではないかと。それから同じように都市計画マスタープランについては基本的計画、それから4番、5番についても基本計画の中の第何期ということですので、実施計画的な位置付けということで7-2の2号かなということでございます。それから6番の水道ビジョンも水道計画の中で基本計画であろうということで7-1、その中で外れるものかなということでお示ししているのが7番と8番、10番ということになります。7番の花巻市総合計画の実施計画については、総合計画の基本計画については、10年間でどういうボリュームでやりますよということは全基本計画として市民参画にあがってくるわけですが、実施計画については、年度予算の年度配分ということで、予算編成作業とほぼ期を一にするという性格のものでございますので、これは内部の予算編成に該当するというところから除外規定の中の7-3(4)の内部の事務処理に相当するというところではないかということで、そのように分類してみました。これはいろいろ議論あるところかもしれませんが、まずそのようなカテゴリーとして考えてみました。同様に8番の地球温暖化対策実行計画。これも非常に大きな幅広い話のように聞こえますけれども、これも実は法律で定められました事業者としての、市役所としてどのくらい節電するか、紙のコピーを減らしましょうといった計画ですので、市民に広く関係、影響する計画ではないであろうということから、内部の事務処理と区分しております。同様に10番の公共工事コスト縮減新行動計画についても、内部のコストダウンの計画だということで該当するのかなと思っております。後はずっと見てみますと7-1の基本計画が、7-2(2)大きな影響を与えるということで整理してみたものでございます。なお、13番の就学前教育プログラムは空欄になっておりますが、これについては内容等策定時期がはっきりしていないということもございまして、区分からは除外させていただいております。それから資料2の先ほどご説明した実施計画については、中身、建設事業については、かいつまんでご紹介したわけですが、今、全部はご紹介できませんけれども、このような中で何が宮古市の7-2(3)でいう、重要な公共施設の建設計画に相当するのか、例えばどこかに公衆トイレと造るとか、どこかの舗装改良を含めて全部重要というふうに考えるのか、やはり地域限定ではなくて、広く市民一般の利用になるようなものを想定して考えるのかと、これもまだ何もたたき台があるわけではありませぬので、皆さんのご意見を伺いたいところでございます。

最後の条例の関係になります、資料1です。これについては作業時間的にも、2時間では行き着かないのかなということもございましたが、区分については、あえて表示はさせていただいておりません。といいますのは、検討スケジュールの2頁と3頁を比べてご覧いただくと分かると思いますが、花巻市のまちづくり基本条例と宮古市の参画推進条例とは、条例全般の扱いが異なっております。花巻市の場合には12条で、まちづくりに関する重要な計画並びに条例となっておりますので、条例が、まちづくりに関する重要な条例の場合は対象になるという考えです。何がまちづくりに関する重要な条例なのかということ議論しなければならないのですが、宮古市のほうは、実は形が異なっていて、条例に関しては第7条2項第1号で、市民に義務を

課し又は権利を制限する内容の条例、これのみが参画の対象だと限定しております。従いまして、これに基づいて区分を表示することはどうかということで、今回は条例の扱いについては、皆さんのご意見を伺ってから、宮古市のように義務、権利に着目して区分すれば良いか、或いはもう少し違う考えがあるのかといったことも含めてご意見をいただいてからの資料の調整にさせていただきたいというふうに思っております。なお、この計画一覧については、現時点で庁内に手持ちの資料の中で見つかったものを洗いざらい出しております。あらためて各部局にきちんと照会をかけ、その中から出てくるものもあるかと思っております。その際には追ってご報告させていただきながら検討の材料にさせていただくということでお許しいただきたいと思います。以上です。

議 長

ありがとうございました。これから協議していただく中身は、今それぞれの計画等に沿って区分というところをお話いただきましたけれども、前回の協議の中で、何も無いところで進めるのは大変なので、宮古市の例を参考にしながら、花巻にあったかたちで枠組みを設定していきたいというお話をしまして、それを受けて事務局のほうから説明していただきました。宮古市の考え方という中身を見ますと、今、お話があったように7-1、それから7-2には4項目が、いわゆる重要な計画というかたちで囲んでいるわけですので、今説明いただいた計画等一覧を照らし合わせていただきながら、例えば花巻市として7-2(1)のところは、こういう表現にした方がいいなとか、或いは、ここの枠組みだけでは出来ないの、やはり枠組みをもう一つ増やした方がいいんじゃないかなど、そういうかたちで協議を進めていただいて、最終的に暫定のものとして花巻としての項目を定めて、いよいよ実際の計画の内容について協議しながら参画に該当するとかしないとかですね、或いは、該当する場合にはどういう参画の仕方を求めていくかとか、そういうふうに話がすすんでいくと思います。ということで皆さんから、今説明いただいたことに対する質問等があれば、それも含めていろいろご意見を出していただければと思います。

佐藤(芳)委員

宮古市の条例についてですが、今、運営されているということで、実際にはどのように運営されているのか、例えば、この条例の上手くいっている点、うまくいっていない点、上手くいっていない点があるのであれば、そういうことを専門家の方からお伺いしたのですけれども。

議 長

事務局のほうで何か情報はありますか。

事務局(役重地域振興課長)

宮古市の例につきましては、規定としては参照させていただいておりますが、具体の運用例については、まだ始まったばかりということもございまして、こちらの方では把握をしてございません。なかなか立派には出来ただけけれども、市民の盛り上がりがちょっとかけているということで事務方で苦慮しているということは伺ったことがございます。そういった内容です。

丸山委員

関連質問です。我々がこれを考える時に、宮古市は非常に重要な事例にはなると思っています。それは私も共鳴します。他市町村の参画条例も是非リストアップしていただきたいと思っております。資料として用意していただいて、欲しい方は読むというだけでもいいかもしれません。できましたら、それをある程度整理した形で、この市この市の特性はどうだとか、総合的には、ここで言えば7-1、7-2、7-3あたりは、他市はどう違うかでも。次の段階かもしれませんが、後では用意していただきたいと思っております。それから除外できる、5頁目の除外できるものの5番目が市税、金銭の徴収できると

ころ、ほとんどのところはお金に関するところ、手数料及び税金の問題は市民参画の対象外としているところが多いんですけども、新しい概念、新しい考え方、これではこれを含んでいるところが増えてきていると思うんですよね。これは一つ意見としてっておきます。それから宮古市ですが、今、事務局から説明があったように、出来てまだ間が無い、市民への浸透度も良くない、それから運用も難しいということで苦悩しているところは事実なので、実は宮古市の中で、こういう委員会があるんですよ。やはり参画推進を評価する、要するに参画条例は作ったけれど、条例が上手く機能しているかどうか評価する委員会をやはりつくっているんですけども、その委員会自体がまだ何をやっていいのかわからない。どういう評価をして、市民の声をどう吸収して、条例とどう照らし合わせて、それが果たして条例が上手く機能しているかどうかというのを、委員会はあるけれども、まだ機能していないという状況のようですね。ですから実は花巻市にとって、この委員会が機能するかどうかということと非常に重なってくるということでご紹介しておきます。以上です

議長 ありがとうございます。ほかに委員さん方から何かございませんか。

土田委員 宮古市の条例が話題になっておりますが、9月8日付けの岩手日報に紹介記事がのっておりますね。やはり住民の関心が低いというのが最大の問題点だと思います。制度をいくら整備しても住民の関心が低いままでは形骸化するというところに記事の要点があるように読みました。意欲があっても、やり方が分からない、盛り立てるよう働きかけてほしいということを強調していた記事になっていたと思います。私は、この委員会は、参画・協働、それからその評価ばかりに議論が集中しておりますが、参画・協働、最後に推進があるわけですよね。この推進という部分が何か、まだ議論として手薄なように思います。盛り上げるとか、やり方が、意欲があるのに参画出来てないという方が多くいるということになるんですよ。そこがポイントだと思うのです。非常に個人的な例ですが、具体例の一つとして、私が住む団地で自治会の環境委員をやっております、班長をしております。いろいろと市からもアンケート調査などもきますが、この間は、路線バス等に関するアンケートというのが来ました。これが10月2日の木曜日に私のところに来たのです。それで10月15日以降に別文書を配布するから、そのときに回収されたいと、アンケートにそう記載してございましたが、行政区長の依頼文書には15日当日に集めよというふうに書いてあったんです。行政区長から班長としての私に来たのは15日、アンケート票だけ配ると15日以降と住民の皆さんは思うわけですよ。実際そうでした。15日に行った時、3分の1しか集まりませんでした。それでも、15日に回収しますからみなさんお願いしますとワープロで打って一緒に各戸に配布したのですが、それでも15日当日は3分の1でした。私の家はバス使っていないからとか、自分がまだ、そんな年齢じゃないからとか、不便なことは不便だけれども、月1回だし、タクシーで何とか間に合っているからとか、そういう意見を出している高齢者が多いのですけれども、予約乗合バスとかという意識が全然ないんですよ。ですから実行性が弱くなるんですよ。私は今、区長からの命令には違反するのですが、2日間待ったんですよ。そしたら3分の1の回収率が3分の2まであがりました、私の班では。そういうところで文書の出し方、それから途中段階でキャッチした人が補強するというか参画しやすいように文面を加えておけば、各中間がですね、参画評価の実行性を高めることは私の班の場合では出来たんですよ。そういう瑣末なところではございますが、そういうところでの案を、末端での各員の気働きで盛り上がるのではないかと、本当は参画したいところはあるんだけど、それを呼ぶ表現ができない人々の声を救うことが出来るのではないかと少し思った次第です。以上でございます。

八重樫委員

私も似たようなことがあったのですけれども、同じように路線バス実態調査のアンケートを実施したのですけれども、これは用紙を配布して、しばらくしてから回収するという形だったのですけれども、私の家でも母が地区の班長です。回覧板で回収を呼びかけたのですが、実際に回収出来たのは6分の1程度のようなものでした。共同体の最終単位と思われる班でさえ、この状況では、このような方法では市民の声を汲み上げるのは困難ではないかと思われます。原因としては、用紙の紛失、または高齢者の方が多いために回答することへの煩雑さなどが考えられます。ではどのようにしたらよいのか。まず、説明会などを設けて周知徹底を図り、その場で生の声を聴き、具体的な意見を出してもらったほうが良いのではないかと思います。花巻市には文化会館という大きな施設があるので、それを利用するのも一つの手だと思われるので、あるいは体育館、学校とかに代表の方が訪問して講演会等を行ってもいいのではないかなと私は考えました。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

土田委員から、いわゆる仕組みづくりと併せて、推進するところを、もっと取り上げて住民の関心をいかに盛り上げるかと、或いは具体的に身の回りのちょっとしたポイントを押さえると、住民サイドからいうと動きやすいというようなところを丁寧に進めていくことが、この推進委員会としての動きの大きなポイントになるのではないかなというお話があって、八重樫委員さんのほうからもありましたけれども、この委員会のあり方なり、これからの方向にも関わることでありますので、今のような、実感を込めて、力を込めて、意欲をもって、話したいことを委員さんから出していただくことも、非常にこの委員会の役割だと思っておりますので、もうちょっと今のことに関わるご意見を伺いたいと思います。

藤井(公)委員

参考までにお話しますけれども、前回、市の計画とか条例をいろいろ出していたで勉強しようという発言をした者として、今日のこの計画一覧、更に一つのカテゴリー、宮古市の事例を引用しながら区分していただいたことは、非常に今後の検討課題、我々の勉強の糧にもなる内容だと思いますので、一つこういうことを前提に議論は進めていっていいんじゃないかなというふうに思いました。ありがとうございました、とっておきたいと思えます。それから後段の部分ですが、第一回目のときにもちょっとお話をしたのですが、今、障害者福祉計画にもたずさわっているのですけれども、その中でアンケート調査の話が当然出ています。あらためてですね。福祉団体のほうの役割も担っているものですから、県から推薦されている障がい者相談員が組織の中にいますが、この相談員が働く場がなかなか無い。相談に来る方が今の障がいの問題について専門分野になってきていますし、一般的な生活相談というのがほとんどないんです。ですから相談員という制度が形骸化しているものですから、アンケート調査をただ単に郵送して回収するのではなく、組織なりその相談員を通して個別訪問してでも回収しようという働きかけが今出てきています。これは正に、せっかくある組織なり制度なりを有効活用して、その対象になっている市民の声を聴くということでは非常に画期的なことかなと。ただしそれも出来る地域と、出来ない地域が当然ございますけれども、出来るところからやって、徐々に広めていくものいいかなというようなことも考えておりますので、たまたまこの計画等の一覧にも障害者計画が27番目にございますけれども、今、正に最後の見直しには行って来ております。非常に良い事例かなと思っております。これもお話したのですが、市の職員の皆さんが、この条例を推進していく上でも大きな位置を占めるだろうと。だからそれぞれ携わっている委員の皆さんが、いろいろな審議会等で事務局としてお働きになることが非常に

重要なポジションになると思いますので、その委員の皆さんが市民参画・協働の推進の気持ちを各委員会の中で、常に、その時その時に応じて発言いただくと、各審議会の委員の皆さんも、単に自分達の意見ではなく市民の意見も聴きながら、という気持ちになっていくのではないかと考えておりますので、行政の皆さんも一段の努力をお願いできればなと思っております。以上です。

土田委員

私は、先ほど委員さんが言った、行政側が働きかけて懇切分かりやすく、これでもかという説明するということを言ったわけではないんですよ。読んでくれないのです、アンケートを配っても、それを煩雑だとか記述項目が面倒というのも分かります。我々でも学生でも書いてくれませんか。私はいつも見えています。そうではなくて、自分たちの利害に関わることなのだから、言わなければいけないという意識改善ですよ。読まないで、例えばバスアンケートですけれども、世帯主として書くのですけれども、自分個人の都合なのか、それとも家族全体の都合なのかと、平気で聞く人がいたんですよ。あれは一人ひとりの状況を書くのだけれども、その娘とか息子とか老人とか書く欄があるんですよ。それさえ読まないで、回収に最後の期日にどのようにして書いたら良いかということをよく聞いてくるのです。はっきり言って大変です。その日一日で回収しなければいけないし、回収した後、中間段階に収集しなければいけないし。

丸山委員

すいません議長、後 50 分しかないのです。全くこの中の議論出てきてないんですけれども。

議長

私は、この委員会で協議していることが、生き生きと主体的に捉えられて、それから何とかこの趣旨を、隣近所の方々も含めて市民一般に受け入れていただいて、実感をもって参画するということが、素晴らしいことだと、いいことだと。そういう全体の盛り上がりを探求していかないと、ただ私たち頑張ってつくりましたよ、後は受け止める側がちゃんとやるかやらないかの問題ですよ、という方向に行かないようにしないといけないですよ。そういう意味で、今、土田委員さんからあったような話も、皆さんから出していただいて、市民レベルといいますか、レベルという言い方は変ですが、そういう思いを大事にして、いわゆる推進ということになるんじゃないかと、そういうことで伺いたいなと思ったところですが、はい、丸山委員さん。

丸山委員

たっぷり時間があるのなら、それも大事なんですよ。思いとか意気込みを吐露する場ではないんですよ。花巻市がどうやったら上手く進んでいけるかという枠組みを議論する場なんですよ。もしも今みたいな事例発表であつたら、一人 5 分でも 10 分でも、私も言いたいこといっぱいありますよ。皆さんいっぱいあると思うんですよ。それだけで今日終わっちゃいますよ。もっと言えといわれたら、次回もっと言いたいことありますよ。ですから、そのときの議事の内容をある程度くくっていただかないと、2 時間という時間では、議論できない間に、今日も宿題も議論できない間に終わっちゃいますということをお願いしたんです。

議長

そういう意味では、出来るだけ完結にまとめながらお話いただきたいと思いますが、この参画の対象の部分については、先ほどのスケジュールにあるように、今日と次回と合わせてやっていきたいので、まず皆さんの思いの部分は大事にしたいと思っておりますので、もうちょっとお聞かせください。多分、思っていること願っていることがいっぱいあるのではないかと思います。長くならないように。

丸山委員　　では一つだけ。私、まちづくりとか住民参加とか、たくさん参加してきているんですけども、その中で一番問題になっているのが、国会も含めてですね、会議の進め方なんです。2時間、2時間半という中でお仕事のある方々が集まってきて、全員が満足して帰る会ってというのは、あり得ないと思うんですよね。ですが会議の目的はある程度達成していただかないと、せめて半分の人か6割の人は、今日の会議は意味があったと帰れる状態の会議にさせていただきたいんです。議論は皆さん好きだと思うので、しゃべりだしたら止まらない人がいっぱいいるわけで、それからおなかにあることをいっぱいしたい人がいっぱいいるわけで、だけど2時間で会議が、まちづくりが成功するかどうかということは、ある意味会議とか運営が上手くいってことだろうと思います。以上です。

議　　長　　ありがとうございます。大事にしながら進めて行きたいと思います。ほかにございませんでしょうか。今話し合っているのは枠組みをどうしていくか、宮古市の事例を参考にしながら、花巻としてどういう枠組をつくっていくかということです。

丸山委員　　すみません。私の発言を勘違いされているようですが、5分でも10分でも、そういうお話されるのは構わないのです。

議　　長　　方向を確認しておきたいと思います。最終的には、この枠組みを私たちとして定めたいということですので、ただ今のような思いも入れながら、それがしっかりした土台をつくっていくんだと思いますので、こういうのはだめとかではなく、いろいろ出していただいて進めたいというふうに思います。推進の部分に関わっても構いませんので、よろしく願います。

平賀委員　　私は、計画等一覧表を細かく出していただいて、宮古市の計画案事例等の番号に合わせていただいて、すごく見やすかったのですが、ではこのほかにもっと大事な、入れなければいけないことは何かと考えても思い浮かばないし、除外できるものといわれても、この5つの中に何を除外できるのか、考えてもなかなか実は出てこないのです。それでこれを参考にして、新たにもっと良いものを入れましょうとか、削りましょうとか、みなさんからもっと出ればここにプラスして良いと思うのですけれども、私自身は出てこなかったものですから、次の事例検討の中で、本当にこの大事な問題はここに入れておくべきで、除外できるものは、こういうものだなというのを確認しながら、最終的には答申案がきちんと出てくれば良いのかなというふうに思っているのですが、どうでしょうか。今、この中の項目を増やすとか減らすとか、もっていけないような気がしています。もう一つは、参画の後には推進が大事だという土田委員のお話に大賛成です。今は計画等を考えながら、来年度になってからなのか分かりませんが、推進ということについても、やはり考えていくことは大事かと思って聞いておりました。

議　　長　　いわゆる推進することを前提にしながら、では、どういう枠組みでという吟味のしかたも当然必要なわけで、行ったり来たりしながら最終的にはバランスよくまとめれば良いのではないかというふうに思います。具体的に進めるときには、やはりいろいろな立場で仕事とか役を務めている委員さん方だと思いますので、そういう意味では実感している部分、生々しい部分を出していただきながら、こういう場合に推進するという面から考えれば、こういう枠組みも一つ入れておいたほうが良いのではないかといった意見をどんどん出していただければ、なお良いのではないかと思います。丸山委員さん何かないですか。

丸山委員

この計画等一覧が正しいかという議論でも構わないということですね。せっかく事例として出しているから、計画等一覧の方で、1頁の7、8、10番。これが7-3で除外されていますね。適用除外になっているのですが、この8番。ここの解釈あたりで多分、行政サイドと私たちという用語があるかもしれませんが、市民サイドと大きなズレがあったような気がするんですよ。ここの地球温暖化対策実行計画。これは地球温暖化対策に関する法律に基づく云々であるから、いわゆる花巻市の市行政が事務や事業を行うときに温暖化対策をどうするかという計画であるので、市民には直接関係がないと思われるから参画の対象としないと解釈したとおっしゃったと思うのですが、ところが、従来も同じような概念なんですよ。公共工事コストを削減する計画は、これは市が発注する場合に公共工事が厳正になされているかどうか。そういうシステムなり制度なり品質をチェックするのだから、これは行政サイドがするので、市民には直接関係ないから除外するという話だったんですね。7番も多分同じようなこと、というのは全く考え方が逆であって、花巻市の市役所が果たしてどの程度の温暖化対策が出来ているかという、それを監視するのが我々市民の仕事なんですよ。それから公共工事、花巻市の公共工事は、3億で出来るものが2億5千万円で出来るかもしれない。形態や情報を整理するのは、それは行政の仕事なんですけど、それを評価するのは市民の仕事なんですよ。それと同じように7番。基本計画は市民参加でやるけれども、実施計画になった場合には参加しなくていいのではないかと。これはとんでもない解釈の違いだと思うんですよ。先ほど公共工事とか、公共施設についての建設計画、こういうものは参画の対象であろうとおっしゃいましたが、例えば市民生活に大きな影響がある制度、例えば身障者の問題であったり、学童の問題であったり、それこそ税金の問題であるかもしれない。こういう制度に関する事業計画もあるはずなんですよ。例えば点字ブロックをどうするであったり、聴覚障害のための何かであったり、こういう事業計画であっても予算は付くわけだし、そういう具体的な計画にこそ、直接的な住民参加が必要ではないでしょうか。ということで、この計画等一覧で出された解釈の中で、まさに除外された7、8、10。これが大きな市民参画の対象であると思うのですがいかがでしょうか。

議長

今日は、大まかな枠組みを事前に作りましょうということですので、事務局のほうからは、とりあえず、これから吟味すればいろいろと出て来るだろうということを前提にしながら、前の委員会の求めに応じてやっていただきましたので、今のことも含めて、後は私達のほうで、最終的にこれが該当するかしらないかを話しながら、いわゆる枠組みが、宮古市のほうで提示している枠組み、これを花巻のほうでも使えるか、或いは直したほうが良いか、最終的にはそこに、良い意見をもっていきたいと思しますので、皆さん今の丸山委員のお話についてご意見をいただければと思います。

八重樫委員

花巻市はどちらかというと障がい者や高齢者が多いんですよ。若者はあまりこの花巻に就職したいと思わないらしいです。まなび学園で行われたシンポジウムに参加して見に行っただけです。そしたら私たちが遊ぶところが全くありません。だから、県外に行きますという意見が多かったんですね。そう考えると、やはり高齢者とか年齢層の高いほうがいいと思うんですよ。若者が関心を向けるようにするには、どうすればいいのかというのは、私にはまだ分かりかねますが、やはり子ども向けの遊び場が次々となくなって上町も廃れてきているということも一つの問題であると思うんです。上町のお店が一つ一つシャッターが閉まって行って、店も無くなったら、マンション建っている意味が無いですよ。そういうのも考えて、まちづくりというものを考えたほうが良いと思います。以上です。

議長　　この議論の流れの中にのせていくのであれば、今のような視点から、例えば参画の仕方をどう工夫していくかということにつながって行きますね、ありがとうございます。

藤井(公)員　　今日の議題の適用範囲、適用対象をどうするかということですが、基本的に一つを宮古市の事例をベースにして区分をしていただいた、この中身が丸山委員さんが言ったように、いやこれは入れるべきだとか、一つ一つは出てくると思いますが、基本的に大枠これで良いのかどうかということ、この委員会ですら確認して、後は次に事例検討ですね、次にやる参画のしくみ、いや個別の問題については、さらに議論する時間があると思いますので、今日はこの基本的な枠組を、委員会として是として、次にやる適応の対象についてカテゴリー区分について、11月の時にはひとつ前に進めて、事例検討まで行けると思っていますよ。やはり委員会のすすめ方の合理化しながら、皆が分かるように、協力できれば、そういうふうに進めていってはいかがかと思えます。

議長　　ありがとうございます。今日のこの協議の終わりには、そういう意味で、枠組みがこれでいいのかどうかということ、まず皆さんから意見を伺って収めたいと思います。

丸山委員　　議長への応援なんですけれども、今日のところは一応参考にしましょう、という程度にさせていただいてはどうでしょうか。よろしくお願いします。

佐藤(芳)委員　　事業区分ということで、私は素人なもので、概念的なものが分からないものですから、事業費のついているものは事業で、事業費のついていないものは事業ではないということなんでしょうか。丸山委員さんの意見を聞いていて、私のもっともだと思うのは、あまりお金のかかってなさそうなものは、はじかれているんですけれども、そういうことのほうが、例えば、どこかの建物を建てるといったことも我々の生活に大事なんではしょうけれども、お金のかかっていないことにもやらなければというような事業はあるではないかと思うのですけれども、事業費ゼロというのはないんでしょうか。例えばゴミの係りとか。

丸山委員　　これは行政サイドから回答をお願いします。今のは、市の予算設定の話ですから。

事務局(役重地域振興課長)　　例えばどういうものをイメージしてらっしゃるか、逆にこちらからお聞きできるでしょうか。

佐藤(芳)委員　　そういう概念そのものが、こういうことがないのかなと。

議長　　その文字面だけのやりとりにならないように、少し生活レベルのところで、例えばこういうのは概念としてどこに入るのかとかね。何かそれを収めるには、もう少し枠を新設した方が良いのではないかと。そういう話をもっと欲しい気がします。

佐藤(芳)委員　　例えばPTAなどで、朝、交通安全で立ったりしますよね。あれはPTAで、市とは全然関係ないんだということでしょうか、例えば校庭の草取りなどもですか。

佐藤(藤)委員　　無関係ではないのですが、市が立案してPTAの音頭をとっているというわけでは

なくて、PTAの活動の一環として、基本的には、自ら立っているものです。

藤井(与)委員　　そこが一番基本だと思います。立派なことばかりここで話しても、それを推進して実行するのに、皆さんから協力を得るのに、一番大事なことではないでしょうかと私は思うんです。それは枠組みも条例も大事です。それに基づいて我々はやるものですが、一番基本的なことは、自分達が自ら参画して、今、PTAからのお話のように、そういうかたちにならなければ、まちづくりも何も出来ないと思うんです、私はそう思います。

丸山委員　　大きい話で申し訳ないのですが、まちづくりって何なのかということ、それから参画って何なのかということ、それから協働って何なのかってことを、それから行政がやるべき事業だけが参画なのか、それとも今おっしゃったみたいに市民活動、これもある意味、行政がやるべき仕事を市民が負担してやるわけですね。自主的であれば、ひょっとしたら市民が、例えば交通安全のためにどっかに立ちましようと言ったときに、じゃあ旗を買ったり、場合によっては一時間500円出してくれたらやるっていう人がいるかも知れない。それで市民に対してそういう制度を考える。週に何日にしましようとか。こういう制度を市民が考えて、行政さんに持って行く。私たちは、子どもの安全のためにこういう計画を立てました。その為には一週間5万円でもお金欲しいのですがという話を持って行った。これも市民参画なんですよ。それが行政サイドで事業化されて予算がつくか、つかないか。これが別の問題なんですよ。ですからここで話す議論は、市が計画している総合計画の実施計画、その中の予算がついた仕事。それに対して議論するだけじゃないはずですよ。だから行政サイドに対して、佐藤委員の質問に対して是非答えてほしかったというのは、行政が、ここでいう総合計画から始まって基本計画、実施計画となって、そこで事業と名が付けば、それが、全て予算が付いているものなんですかという質問には答えていただけんじゃないですか。それとも予算が付かない事業もあるのか、何故答えていただけないのか。

大山地域振興部長　　それでは私からお答えします。市の事業としてゼロ予算の中の事業と位置付けしているのは、多分無いかもしれませんが。ただし何年前に、県で、ゼロ事業ということで提唱されました。そういう取り組みについて、そういったものを拾い上げれば市としての事業として、明確な位置付けではないけれども、そういう事業はあると思います。

高橋(照)委員　　参画の仕方ということでされておりますが、これをつっ込んでいけばたいへん素晴らしい意見がいっぱい出てくると思います。私も参画の仕方をまとめるというのは大変重要な位置付けだと思いますが、今日の計画等の一覧の部分で、まずおおよそこのかたちで行くのかと私も思いました。ただしこういう中で、丸山委員さんからお話いただいた中の部分、地球の温暖化の部分、これは市役所だけの問題でこうだということですが、花巻市全体とすれば、やっぱりこの私らとすれば花巻市の中の全体の計画は必要じゃないですかという提案もできるわけですよ。そういうかたちでみんな参画していこうという部分も、やはりこの中での議論も大切じゃないかなと思いました。2時間という限られた時間の中でいろいろ話をするというのは大変ですけども、いずれ参画の方法というのは毎回出てきてもいいのではないかなと思います。それを積み重ねていくと一つのは出てくるんじゃないかなと思いますし、それをまとめて議論していくと条例の部分がやっぱりこうだなというのは、見えてくるんじゃないかなという気がしているところです。

議長

ありがとうございます。後 10 分くらいしたら枠組みの暫定的なものです。これでいいか、これで動き出すかということでお伺いいたしますので、後 10 分くらい熱い思いをお話しいただきたいと思います。

丸山委員

例えばですね、非常に細かい話になって申し分けないのですが、というのは、この総合計画、この中に数百あるんですけども項目が。本当はこれが参画対象になるかという議論をしなければならないと思うんですよ。例えば 8 頁の女性担い手企業化支援事業。これは行政がお金を出したらいいだろうという事業ではなくて、例えば農業者であるとか、産直の人とか、そういう人達にとっては市民参加なんですよ。それから緑と水の森林づくり事業、これもみんなで森育てましょう、伐採しましょうって、こういうことも市民参加の活動として当然出来る部分があるわけですよ。次の 9 頁の花巻グリーンツーリズム協議会運営事業、これもありそうでなさそうで、本当はこれも一生懸命やれば花巻中の農山村が連携して市民、企業、NPO と連携して出来る事業なんですよ。それとか例えば市関係、11 頁の市街地活性化対策事業、商店街活性化イベント事業。これなんか典型的な住民参加が必要な事業ですよ。それからその下に中心商店街活性化事業もそうですよね。これはちょっと頭にきているんだけど、12 頁に大迫中心市街地街路灯整備事業とあるんですが、これはずっと住民参加しるしと書いていたのに、いつも間にか 5 千円だけ金払えという通知があって、もう工事始まっていますよ。とんでもないことが起こっている。これとか、一番これなんか分かりやすいと思うんですよ。例えば福祉なんか一番考えやすいと思うんですよ。例えば健康はなまき 21 プラン推進事業、その下に健康づくりフロンティア事業とか個別の事業がいっぱい書いてあるんだけど、あと、後健康福祉まつりとか、みんな市民が協力しながら、色んな団体活動が一緒になってやっていく事業だと思うんですよ。それから、食生活改善も似たようなものでしょ。言い出したらきりがないので、要するに、こうして見ていくと、この中にいくらでも、小さな事業でも、予算が 100 万円の事業でも、住民と一緒にやれば 1 億の事業になり得るものもあるんですよ。例えば、さっきおっしゃったように交通整理の問題であったり、学童保育の問題というのは、行政が金出せば、花巻市全体で 2 億必要かもしれないですよ。だけど、それを地域の住民が、空き家を使ったり、古くなった校舎を使って、そこにボランティアの人が集まって、行政はせいぜいコピー機が事務費だけ援助してくれれば、それだけで 2 億の事業が教育関係でも成り立つんですよ。そういうことを一緒に考えていきましょうっていうアイデアを出すのが市民参加なんですよ。その第 1 ステップなんですよ。ちょっと勘違いしているのは、ある基本計画があった、基本計画で子育て支援をしますよ。じゃあ子育て支援に関しては今年度いくら予算がつきますよ。国からの予算だから変わりませんよ。毎年だいたいこの予算 2 千万円だから、来年度も 2 千万円で組もうというのが、今のやり方なわけで。それを止めましょうというのが今回の住民参加なんですよ。そうじゃなくて、本当に子育て支援に 3 億かかるのなら、3 億要求しましょうという。じゃあ要求しても出ないと分かっているのなら、1 億でもいいや、残りの 1 億部分をどうにか行政と市民と一緒にやるとして、手の組めるところは組んで、我々も労働力も提供する、知恵も提供する、行政も施設は提供する。その為には、どうすればいいかってことを、本来はここで書かれている全てに関してやらなければいけないんだけど、そんなことはやっている暇も何も無いから、さて重要な私たちが住民として行政の事業に参加する、もしくは一緒にやる。それは一体どういうものなんでしょうか。ということを考えていくのが、まず今年度だと思うんですよ。ですから、いろいろしゃべりましたが、今みたいに、広い範囲が私たちの考えている裏にあるということ、一応意識しておいていただきたいです。行政さんがよくワークショップが住民参加っていうと、ここに公民館 2 億で建てますから基本設計から

云々。非常に物を作るほうにとりがちなんだけど、やっぱり制度という問題、それから無償の提供という問題、非常に大事な問題。まさに住民参加だろうというところも入れておいて欲しいんですよ。以上です。

佐藤(藤)委員

今、丸山委員さんがおっしゃったことが正しいということであれば、そのことを市民一人ひとりが理解できなければ、そうはならないのではないかなと思います。というのは、やはりこのまちづくり基本条例の条文だけ読んだ場合は、どうしても皆さんが思うのは、計画を策定するときに、何らかのアンケートだったりとか、パブリックコメントだったりとか、そういうところに出かけて、自分の意見を言って良いとか悪いとか、そういうことをしなければならぬとかというイメージのほうが非常に強くなってくると思うんです。ですから難しいって人が多いのではないかなと思います。ですから丸山委員さんがおっしゃった通り、住民が自ら進んでまちづくりをしていくということが基本的にあるのは分かっているつもりですが、ただ市民の皆さんがそういう理解をされているとは思にくいと思います。我々に今、当然問われているのは、どうしても考えがちなのは、私たちもこういう計画について、この条例でいいのかという、そして枠組みをつくらなければならないのかなというイメージで捉えてきているので、この結果も全部そういう目で見えてしまっていると思います。

藤井(与)委員

今の予算的なということに当てはまるかどうか私はよく理解できませんけれども、例えば去年から振興センターをつくり、26地区に分けて2億円のお金を投じたということでさえも、世帯数とかによっておそらく金額も決まったと思うんですが、19年度で実際に100%使ったのは、たった10地区の振興センターしかない。結局それでさえも、予算が出来てさえも、みなさんが言うように真剣に総参加するようなかたちの中で、みんな一人ひとりがやらなければ、これは行政でやるもんだ、あるいは振興センターだからコミュニティ会議の人達がやるものだとかではなくて、やはり今言った様に、まちづくり総参加の、それと同じで、大変このへんのが重要だし、こういうところをいろいろ討議したところによって、良いものが生まれてきて、そして推進して参画していただけるものじゃないかと私は思います。例えばこの間、宮野目の例を申し上げて申し訳ないのですが、お盆に観光客がくるんだというようなかたちで、宮野目のコミュニティ会議の中でやさしいきれいなまちづくりというような大作戦を実施しました。区長さんとかコミュニティ会議の役員が参加してやったわけですが、だいたい1,500宮野目にあるのですが、1,300の方々が参画して、これがきれいな、或いは国道、歩道、市道、農道を草刈りとか、みんなそういうかたちの中で参画できた。みなさんが参画できるようなかたちの中で、小さいものから徐々にやっていかないときれいにこういうものができました、こうですよといわれても、なかなか市民には納得、という言葉はどうだかわかりませんが、なかなか難しいんじゃないかなと思います。

赤津委員

この順序の関係で枠組みを決めるという議論ですが、個別な事業等入ってくると思いますが、重要な計画の策定、この範囲をどうするのかと、どのような観点で皆さん考えるのだらうと思いますが、その前段、いろいろ入っていたものですから、どっちに考えているのかと私自身戸惑ってました。いずれ結論的には、今、たまたま例に出されていた宮古市の一つの事例、私は、これをたたき台として、まずこの前提でもって少し考えることによって、途中でやっぱり少し足すとかですね、引くとかあるかもしれませんが、とりあえずは、そんなところを一回絞ってといいますが、やっていくのが良いかなという感じがいたしました。

佐藤(芳)委員 今日では区分分けということで、カテゴリーがどんなものがあるのかということなんですけれども、もう一つ区分を考えるとときに市民参画するタイミングが必要だと思います。例えば、こういう計画があります。この計画が始まって事業費がつかました、実行しています。どうだということ、どういう事をするのかということは市民参画として重要なことになるんだと思うんですけれども、それをまだやっていないことですよね。当然のこととして、この時があるんですよということであれば、また話は別なんですけれども。

議長 その参画の方法に関わって含めて考えて良いのではないかと思います。どの時期に例えばアンケートとるかとかね説明会するかとか、それも含めて。

佐藤(芳)委員 例えば、そういうふうであれば、この計画一覧の中の、例えば13番のまだ未定というところなんかは大変市民が意見を言うのに良いタイミングなのかなと思います。そういうところを重要視すべきではと思います。後は、それが最終的にどういうふうになったかということまで、最初の入り口の段階と出口の段階まで全部見なければならぬんですけれども、そういうところも重要視するところだと思います。

藤井(公)委員 確かに重要です。例えば12月に事例検討、まあこれは来月やってもいいわけですが、その時に、今言ったように、構想があって具体化が始まった流れを一つ、何か20年度策定中の計画なりをずっとやっていただいて、1月以降に参画の仕組みを、手法、組み合わせをどの段階でやっていいか、いろいろなことを一緒にパラレルに行けば、結構みんなのイメージも沸いてくるんじゃないかなと思いますので、そういうことで適宜進めていってください。

議長 はい、適宜うまく意見を言っていただいて進めたいと思います。今、いろいろお話出しましたが、第1回の皆さんの話の中に、今、条例が出来たから、さあ市民参画だということではなくて、そのこともあるのですが、これまでだっているいろいろな関わりを持ちながら、物事を進めてきているはずだと。その中に多分、今ここでこれから参画の仕方とか協議していくときのヒントになりそうな、あるいは拠り所になりそうなものがやっぱりあると思うんですよ。そういう意味で、極力、一般の市民の方々が、さあこれから何か新しいこと始まるよと、大変だということではなくて、そうかそういうことをすれば私たちがやってきたんだと、今スライドしているから、大事にしてやろうと、実感、主体性を持って、この参画・協働を推進していけるようにもっていかれば良いなというふうに思っておりました。

最後に、今日の締めくくりとして、いわゆる枠組みとして宮古市の例を参考に資料を提示していただいてきたんですが、とりあえず暫定的なものとして、ここに挙げられた枠組みで、これから事例研究から、その後の取り組みに進めていって良いかどうか確認したいと思います。特にもしもこれ以外に、こういうことも入れた方がいいというものもあれば、今日お話いただければいいし、あるいは次回以降、こういうことで進めていこうというのであれば、協議して入れていくということにしたいと思いますので、よろしく願います。では、私の方から提案いたしますが、今日の委員さん方のお話を伺えば、まずこれで暫定的に進めていいのではないかとということになるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

丸山委員 では、ひとつ意見。先ほど言いましたが、これをベースにするというところで、除外できるものの7-3-5、市税、金銭の徴収、これは今日本全国で議論されているテーマなので、頭の隅っこに置いておいていただきたいと思えます。

議長 はい。では暫定はこれで進めていくけれども、ここの部分については、いろいろと事例等をふまえて協議ということで進めてまいります。では、その他に何か協議していただきたいことございますか。

丸山委員 では、生々しいのを一つ。この会場にきまして、実は傍聴席の方から点字の資料があるかないかと議論されていたのが耳に入ってきたんですよ。それで多分本来このテーマというのは直接この委員会に出されてもいいテーマだと思ったんですが。すみません耳に入ってしまったので、勝手に言わせていただきます。やはりこれは条例をつくっている時から、策定委員会の時から非常に問題になっていまして、正式に出せない状況にあったようなんです。先ほど議論されていて、いろいろな手続きとか、どっかに依頼されたかとか問い合わせされてたようなんですが、行政さんの回答、応答ですね、あんまり芳しくなく聞こえたんですけども対応はされる意思はあるかどうか。少なくともこの委員会に関しては、点字であったり、いろいろ難聴者の対応はしないのか。それとも、やっぱり市民参画・協働ということであれば、本当の大事なテストケースになるわけで、テストケースとしては、柔軟な対応は出来ないにしても対応始めましょうよとこの委員会が出るのであれば、素晴らしい前進だろうと思うのですが、いかがでしょうか。

赤津委員 前回対応したのではないですか。前回そういう話が出て、機械がない。検討中で出来次第対応したい、と。

丸山委員 機械が入らなくても、人間の手で出来るわけですよ。その対応はされたのかという。機械が入るまでずっと待っているのかって。今、点字だけの話だけですが、難聴者に対してはどうするのか。色々あると思うんですよ。例えば難聴者が公民館に行けば、この音声録音がきけるのか、聞けないのか。というのは私たちが各代表であり、各市民の気持を代弁する立場でここに来ているわけで、自分の感覚領域だけの話ではないんですよ。ですから、出来ることと出来ないことと、当然分かると思うんですよ。でも少し手を出せば出来ることであれば、やはり一歩進めるべきだろうと考えるんですよ。

事務局(役重地域振興課長) 前回お話した通りなのですが、市役所全体で、そこは統一的な対応を図りたいということで、今、機械の導入を含めて準備を進めている状況でしたので、いずれ早急に来るところから準備はさせていただきたいと思えます。

丸山委員 出来るところは、次回は何かなるんですか。というのは、国会、行政さんの検討するというのは、やらないという世界的評価があるのでね。

事務局(役重地域振興課長) 曖昧ですみません。機械が入り、その対応が出来るということになってからということですので、それを外部に委託して点訳していただくところまでは、今は対応しかねるということです。そのシステムの導入を急いでということでは待っているという状況です。

高橋委員 よろしいですか。福祉の立場からお話させていただきますが。市内には点字サークルの方々もいらっしゃいます。この資料そのまま全部100%点訳するというと膨大な資料になります。それで、要は、どこをどういうふうに要点をまとめて点訳するかという原稿が無いと、お願いされたほうはまず出来ないということがございますので、

そのへん、量的なものもごさいますし、作成するために何日前までにこの原稿が欲しいと必ず出てくると思います。そのあたりのところで、要点のまとめ方がどの程度あれば分かるのかというあたりは、一つ見させていただいて、可能であれば、そういうかたちでボランティアをお願いして、要点だけの点訳というのであれば可能かなと思います。

丸山委員

ここで一步進むじゃないですか。これが欲しかったんですよね。結局、機械が入るまで出来ませんというのは、今までの行政さんの答弁だったけれども、参画・協働というのは、高橋委員さんがおっしゃっていたように、みんなで相談したら、歩み寄ったら一步進めるという結果が今見えつつあるので、是非よろしくお願いします。私は是非やりなさいとか、行政は信じていませんということではなくて、一步でも二歩でも前に進む意思があるかないかだけが気になっているのです。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。一步進むということで出来る限りということでございます。それでは、協議の部分は以上で終わります。大変ありがとうございました。

( 午後4時散会 )